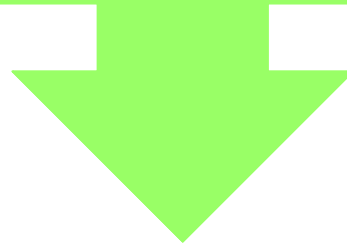


保育所再編後の新たな 施設の方向性について



総合こども園法案(廃案)

認可保育所は、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後に全て総合こども園に移行する。



政府民主党が総合こども園法案を撤回し、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)の修正協議を経て、昨年8月に国会で成立。

子ども・子育て支援3法の趣旨

民主党・自由民主党・公明党の3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に支援

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実

認定こども園法の一部改正のポイント

- 幼保連携型認定こども園については、単一の施設として認可・指導監督等を一体化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
- 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。

子ども・子育て支援法のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付の創設。
- 市町村は、利用者のニーズを把握し、地方版子ども・子育て会議の議論を経て、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。

子ども・子育て支援法 内閣府
～ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育
など共通の財政支援のための仕組み～
(負担割合は国1/2都道府県1/4市町村1/4)

施設型給付

基準は、都道府県が内閣府令で定める基準に従い条例で定める。

幼稚園
3～5歳

文科省

認定こども園
0～5歳

内閣府
(文科・厚労)

幼保連携型
認可を一本化

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

保育所
0～5歳

厚労省

地域型給付

基準は、市町村が内閣府令で定める基準に従い条例で定める。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(6～19人) (5人以下)

子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円

* 子ども・子育て関連3法案に基づく仕組みは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

* 子ども・子育てビジョン(H22.1閣議決定)ベースで算定
(ピークはH29年度末)

◇ 認定こども園・保育所・幼稚園 ±約0.3兆円

- ・ 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人
- ・ 3歳未満児保育の利用率 H24年度 27% → H29年度末 44%
(H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%)
- ・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人

◇ 放課後児童クラブ ±約 0.01兆円

- ・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人(*) → H29年度末 129万人
- ・ 1-3年生の利用児童利用率 H24年度 22%(*) → H29年度末 40%
* H23.5時点ベース

◇ その他 ±約 0.1兆円

- ・ 病児・病後児保育 ±0百億円
H24年度 144万日 → H29年度末 200万日
- ・ 延長保育 ±1百億円
H24年度 89万人 → H29年度末 103万人
- ・ 地域子育て支援拠点 ±0百億円
H24年度 7,555カ所(*) → H29年度末10,000カ所 *H23交付決定ベース
- ・ 一時預かり ±約10百億円
H24年度 365万日(*) → H29年度末 5,755万日 *H23交付決定ベース
- ・ グループケア(児童養護施設等) ±0百億円
H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。

【参考】 質の改善として想定している主な内容

- ① 0~2歳児の体制強化
 - ・ 幼稚園による0~2歳児保育への参入促進など
- ② 幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化 など
- ③ 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用者支援の充実 など
- ④ 放課後児童クラブの職員体制の強化
- ⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※ 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

子ども・子育て会議で協議されること

(平成25年第2回定例会に設置条例案が可決)

- 幼児教育、保育施設の利用定員の設定
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

幼稚園・託児所・市との協議

平成24年10月15日

富良野市子ども・子育て
支援地域連絡協議会

【幼稚園・託児所からの主な意見】

- 今後の幼稚園は、0～2歳児を受入れて認定こども園にならなければ、つぶれるところも出てくると思われる。
- 認定こども園には、様々な制度の課題があり、いろいろな事を見直さなければ、幼稚園から認定こども園に移行することは難しい。
- 公立保育所が認定こども園に移行するよりは、そのままの保育所で運営していただきたい。

保育所再編後の新たな施設の方向性

保育所再編後の新たな施設については、総合こども園法案が廃案になったことにより、すべての認可保育所が幼保一体化の施設に移行する必要がなくなり、さらに、富良野市内4つの私立幼稚園との共存共栄を図る観点から、認可保育所としての設置認可に向けて施設整備を図るものとする。

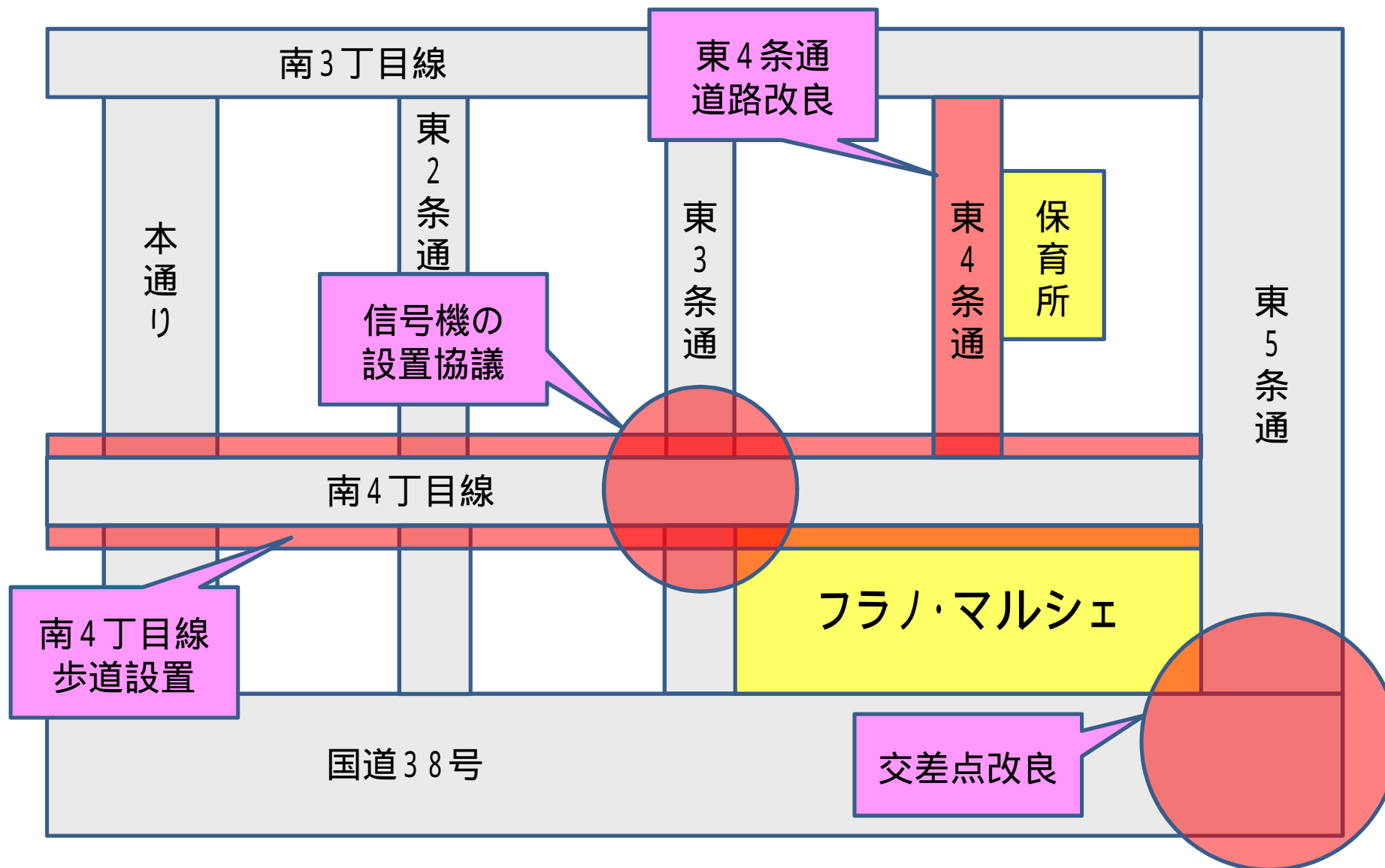
保育所再編後の新たな 施設の設計の概要について



交通問題の改善について

- 国道38号と東5条通の交差点は、巻き込み半径の改良と右折レーンを設置。
- 南4丁目線と東3条通の交差点は、信号機の設置に向けて公安と協議中。
- 東6条通から西2条通までの南4丁目線は、幅員2.5mの歩道を設置。
- 南3丁目線から南4丁目線までの東4条通の幅員は、14mから8mに改良して一般車両の通過交通や速度を抑制し、歩道を設置。

交通問題の解消に向けた改善策



駐車場問題の改善について

- 観光トップシーズン中は、マルシェの開店は午前9時です。保育所の送迎は午前8時から9時に集中するため、施設南側の2街区駐車場を利用することが可能です。
- 夕方の保育所送迎は午後5時から6時に集中します。観光のトップシーズンで混雑する場合は、2街区駐車場に保育所送迎車専用区画(ロードコーン設置)を設け、誘導員の配置を検討します。

駐車場問題の改善について



環境問題について

- 住民の大気環境の安全性を確認するために、大気環境測定調査を平成24年5月10日から16日まで中央保育所、麻町保育所、東4条街区の3カ所で行いました。

5月10日～16日までの日平均値の最高値

施設名	環境基準	中央保育所	麻町保育所	東4条街区
二酸化窒素 (ppm)	0.06ppm以下	0.004ppm	0.003ppm	0.003ppm
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.10mg/m ³ 以下	0.016mg/m ³	0.018mg/m ³	0.009mg/m ³

園庭問題の改善について

児童福祉法に定める児童福祉施設最低基準
では、園庭の面積は一人当たり 3.3m^2 以上

当初計画案
園庭面積 596m^2
一人当たり 7.1m^2

134 m^2 増

変更計画案
園庭面積 730m^2
一人当たり 8.7m^2

当初計画案
延床面積 $1,748\text{m}^2$

214 m^2 減

変更計画案
延床面積 $1,534\text{m}^2$
(屋上利用可)

安全対策について

- 2階建てにより、エレベーター、避難用すべり台の設置。
- 避難路は、施設南側の2街区駐車場を一時避難場所として退避し、点呼をとって安全が確認できれば、富良野小学校を避難場所として誘導。
- 子どもたちの安全を確保するために、防犯カメラを設置。

新たな保育施設の平面プラン

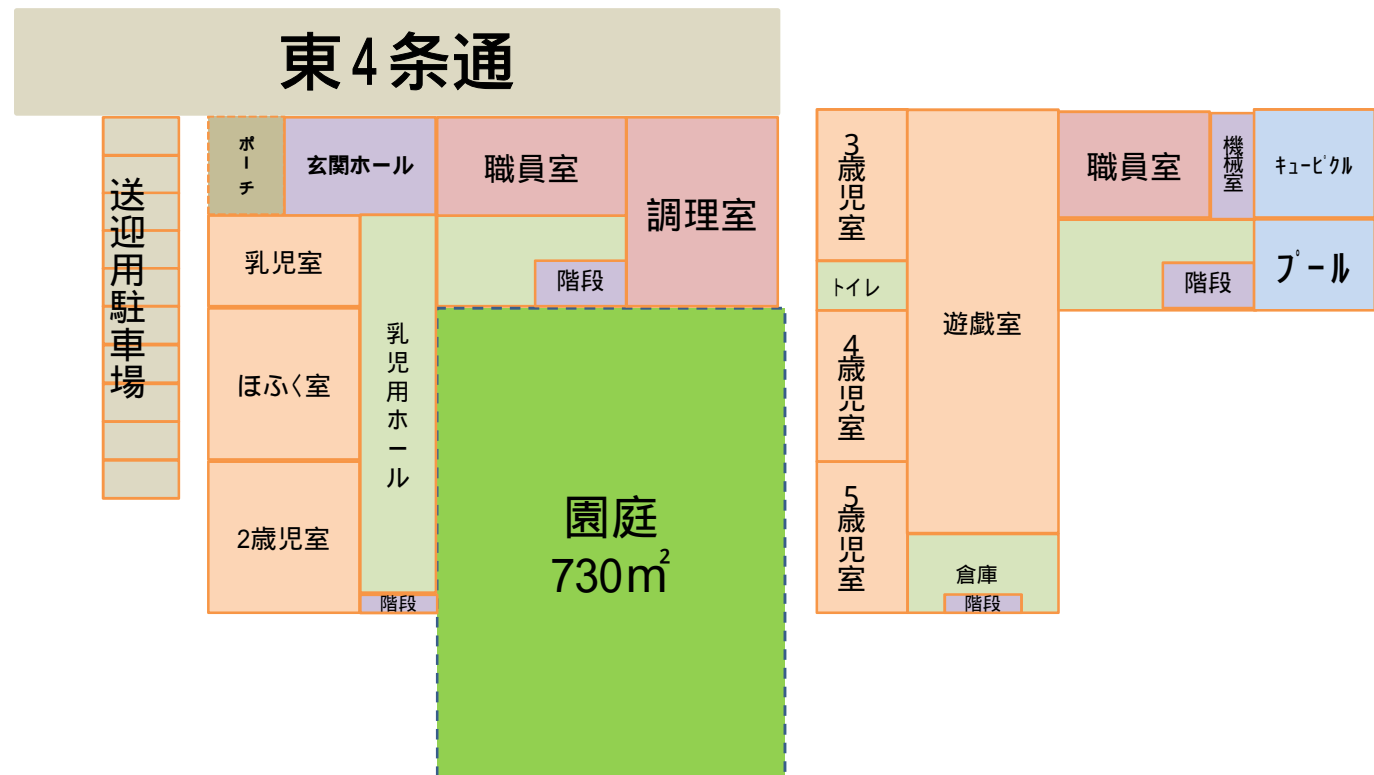
現場保育士
との打合せ



H24.2.10
~
H25.1.17
延べ13回

1階部分721m²

2階部分786m²



新たな施設の歳児別入所人員

	設計面積 A	最低基準面積 B	収容人員 C=A/B	設定定員 D
乳児室	39.64m ²	3.3m ²	12人	12人
ほふく室	84.49m ²	3.3m ²	25人	24人
2歳児室	64.89m ²	1.98m ²	32人	24人
3歳児室	51.22m ²	1.98m ²	25人	20人
4歳児室	52.1m ²	1.98m ²	26人	20人
5歳児室	54.52m ²	1.98m ²	27人	20人
合計			147人	120人